

## 理事の職務権限及び報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステイナブル・サポート（以下、「法人」という。）の役員の職務権限および報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本規程は、法人の役員に対して適用する。  
2 本規程でいう役員とは、理事のことを指す。

### (職務)

第3条 法人の理事は、専門的な知見から、組織運営や事業品質を管理し、また経験やネットワークを活かし組織の顔として広報・資金調達をサポートし、組織の目的達成のための活動に貢献することとする。具体的には、事業・予算・組織編成に関する方針決定、他機関との連携、外部への働きかけ、現場支援などが含まれる。また、年4回開催予定の定例理事会に出席するほか、必要に応じて臨時の理事会に出席するものとする。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事の中から、必要に応じて専務理事、常務理事を社員総会にて選任することができる。各役員の業務は次の表の通りに定める。

専務理事	常務理事の業務の他、 <ul style="list-style-type: none"><li>・月6回（40時間程度）以上の現場業務</li><li>・組織の新規事業企画</li><li>・総会の準備</li><li>・イベント等の運営協力</li><li>・組織の事業評価と事業報告書の作成</li></ul>
常務理事	理事の業務の他、 <ul style="list-style-type: none"><li>・月1回以上の現場業務</li><li>・組織の新規事業企画</li><li>・総会の準備</li></ul>

	・ イベント等の運営協力 等
理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会出席</li> <li>・ 他機関との連携</li> <li>・ 広報活動</li> <li>・ 組織運営や財務に関する助言、情報提供 等</li> </ul>

- 4 代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けた時は、理事会にて協議し代理を選出し、選出された理事はその職務を代行する。

(報酬)

第4条 法人は、役員に対し報酬を支払うことができる。

- 2 報酬の額は月額とし、社員総会の決議を経て代表理事がこれを定める。
- 3 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- 4 役員が退任、または亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(報酬の支払日)

第5条 役員報酬の支払いは、毎月28日とする。

(報酬の支払い)

第6条 役員の報酬は、その金額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。また、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。